

司法書士

最新！会社法改正が
司法書士試験にもたらす影響
ガイダンスレジュメ

LEC れっく 東京リーガルマインド



0 001921 145474

SU14547

最新！会社法改正が司法書士試験にもたらす影響

1 はじめに

会社法の一部を改正する法律案

可決成立日 平成 26 年 6 月 20 日

公布日 平成 26 年 6 月 27 日（法律第 90 号）

官報掲載日 平成 26 年 6 月 27 日（号外第 144 号）

施行日 公布の日から起算して 1 年 6 月を超えない範囲内において政令で定める日

「会社法の一部を改正する法律案」（以下「新法」という。）が第 185 回国会に提出され、第 186 回国会において成立している。

新法の要綱によれば、今回の法改正の理由は、「株式会社をめぐる最近の社会経済情勢に鑑み、社外取締役等による株式会社の経営に対する監査等の強化並びに株式会社及びその属する企業集団の運営の一層の適正化等を図るため、監査等委員会設置会社制度を創設するとともに、社外取締役等の要件等を改めるほか、株式会社の完全親会社の株主による代表訴訟の制度の創設、株主による組織再編等の差止請求制度の拡充等の措置を講ずる必要がある」とされている。

今回の法改正は、会社法が成立して以来最大の改正であり、その内容は多岐にわたる。そこで、以下では新法による重要な法改正のポイントを概説する。なお、改正会社法の施行期日は、公布の日から起算して 1 年 6 月を超えない範囲内において政令で定める日（平成 27 年 4 月 1 日付けとされる日算が高い）とされていることに注意を要する。

2 概説

新法による重要な法改正のポイントは、次の 4 つに大別することができる。

I 企業統治の在り方に関する法改正

II 親子会社の規律に関する法改正

III 組織再編に関する法改正

IV その他の法改正

以下、これらのポイントの概略を説明する。

I 企業統治の在り方に関する法改正

I においては、さらに次の 6 つに細別できる。

i 監査等委員会設置会社制度の新設

ii 社外取締役・社外監査役の要件の変更

iii 取締役及び監査役の責任の一部免除に係る改正

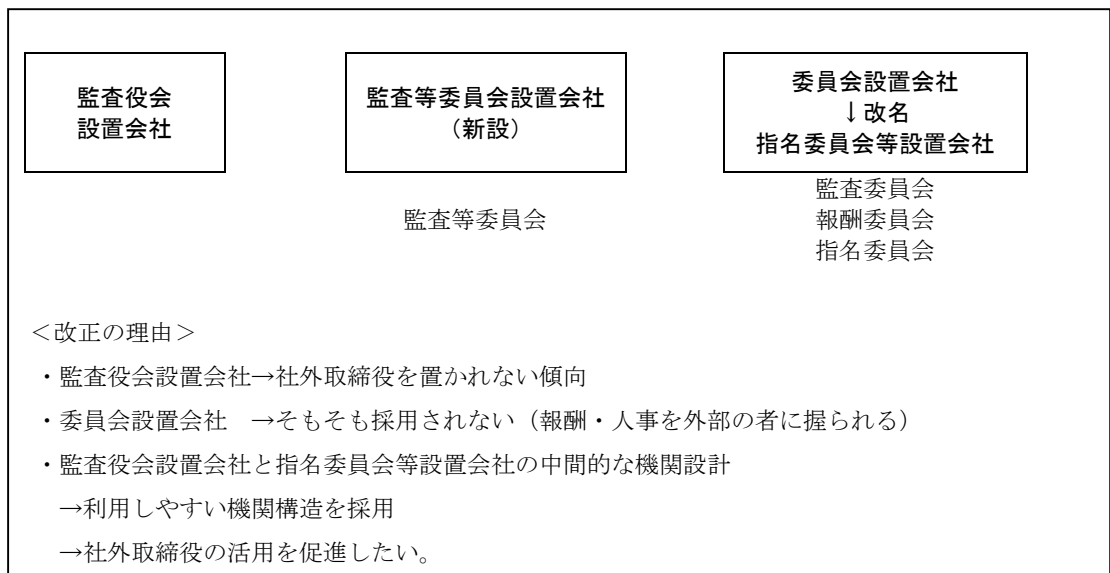
iv 会計監査人の選解任等に関する議案の内容の決定に係る改正

v 支配株主の異動を伴う募集株式の発行等における特則の新設

vi 仮装払込みによる募集株式の発行等に関する改正

i 監査等委員会設置会社制度の新設

【概略1 監査等委員会設置会社】



- (1) 「監査等委員会設置会社」とは、3人以上の監査等委員である取締役から構成される監査等委員会を置く株式会社をいう（新法2条11号の2、326条2項）。監査等委員とは、監査・監督を行う取締役をいい、監査等委員である取締役は3人以上で、その過半数は社外取締役でなければならない（新法331条6項）。監査等委員会は定款の定めにより設置され（新法326条2項）、設置する場合には、取締役会及び会計監査人を置かなければならない（新法327条1項3号、5項）。他方、監査役は置くことができない（新法327条4項）。

監査等委員会設置会社制度が新設された目的は、社外取締役の活用を促進させ、取締役会の監督強化を図ることにある。

監査等委員会設置会社制度の新設には、次のような問題意識が基礎にある。すなわち、監査役会設置会社については、少なくとも2人の社外監査役の選任が義務付けられ（現行法335条3項）、社外監査役に加えて社外取締役も選任することの重複感・負担感があり、従来の委員会等設置会社（新法では、「指名委員会等設置会社」と改称されている。以下「指名委員会等設置会社」という。）については、指名委員会及び報酬委員会を置くことへの抵抗感等から、広く利用されるには至っていないという問題意識である。監査等委員会設置会社では、指名委員会等設置会社のように指名委員会や報酬委員会の設置が義務付けられていないことから、監査役会設置会社と指名委員会等設置会社の中間的な機関設計として位置づけられており、利用しやすい機関構造を採用することで、社外取締役の活用を促進しようという狙いがある。

【概略 2 監査等委員（新 326 条、327 条関連）】

- (a) 定款の定めによって、監査等委員会を置くことができる
- (b) 監査等委員会設置会社は、取締役会及び会計監査人を置かなければならない
- (c) 監査等委員会設置会社は、監査役を置いてはならない
- (d) 指名委員会等設置会社は、監査等委員会を置いてはならない

【概略 3 選任（新 329 条関連）・構成（新 331 条関連）】

- ①監査等委員会設置会社においては、監査等委員である取締役は、三人以上で、その過半数は、社外取締役でなければならないものとする。
- ②選任は、株主総会
→取締役の選任は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別してしなければならない

第 329 条

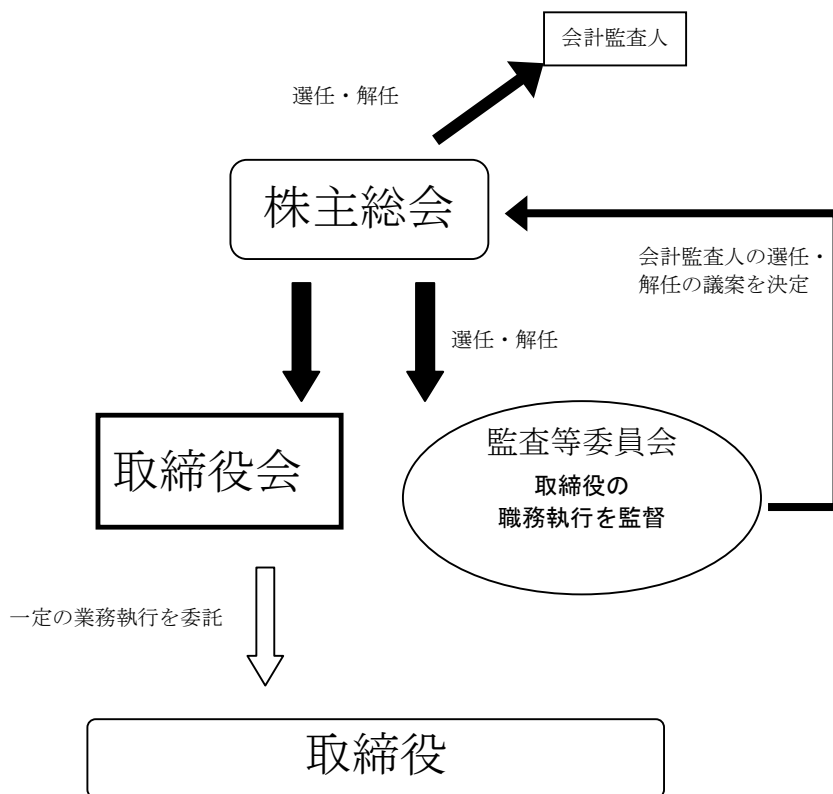
- 1 役員（取締役、会計参与及び監査役をいう。以下この節、第三百七十一条第四項及び第三百九十四条第三項において同じ。）及び会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。
- 2 監査等委員会設置会社においては、前項の規定による取締役の選任は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別してしなければならない。

【概略 4 監査等委員会設置会社の取締役の任期】

	原則	監査等委員会設置会社	
	取締役	監査等委員である 取締役	監査等委員である 取締役以外の取締役
任期	選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで。	選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結時まで (新 332 I)	選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結時まで (新 332Ⅲ・I)
非公開会社における伸長	定款によって、選任後 10 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで伸長することができる (332Ⅱ)	非公開会社であっても不可 (新 332Ⅱ)	
短縮	定款又は株主総会決議によって短縮することができる (332 I)	不可 (新 332Ⅳによる 332 I 但の適用除外)	可(新 332 I 但)

- (2) 監査等委員の選解任及び報酬等については、監査役会設置会社における監査役と同様の規律が設けられ、監査等委員の業務執行取締役等からの独立性の確保が図られている（新法 309 条 2 項 7 号、329 条 2 項、342 条の 2 第 1 項 2 項、344 条の 2 第 1 項 2 項、361 条 2 項 3 項等）。また、監査等委員会設置会社における監査等委員以外の取締役の任期は 1 年であるのに対し、監査等委員である取締役の任期は 2 年であり、かつ短縮できない（新法 332 条 3 項、4 項、1 項ただし書）。

【概略 5 監査等委員会設置会社】



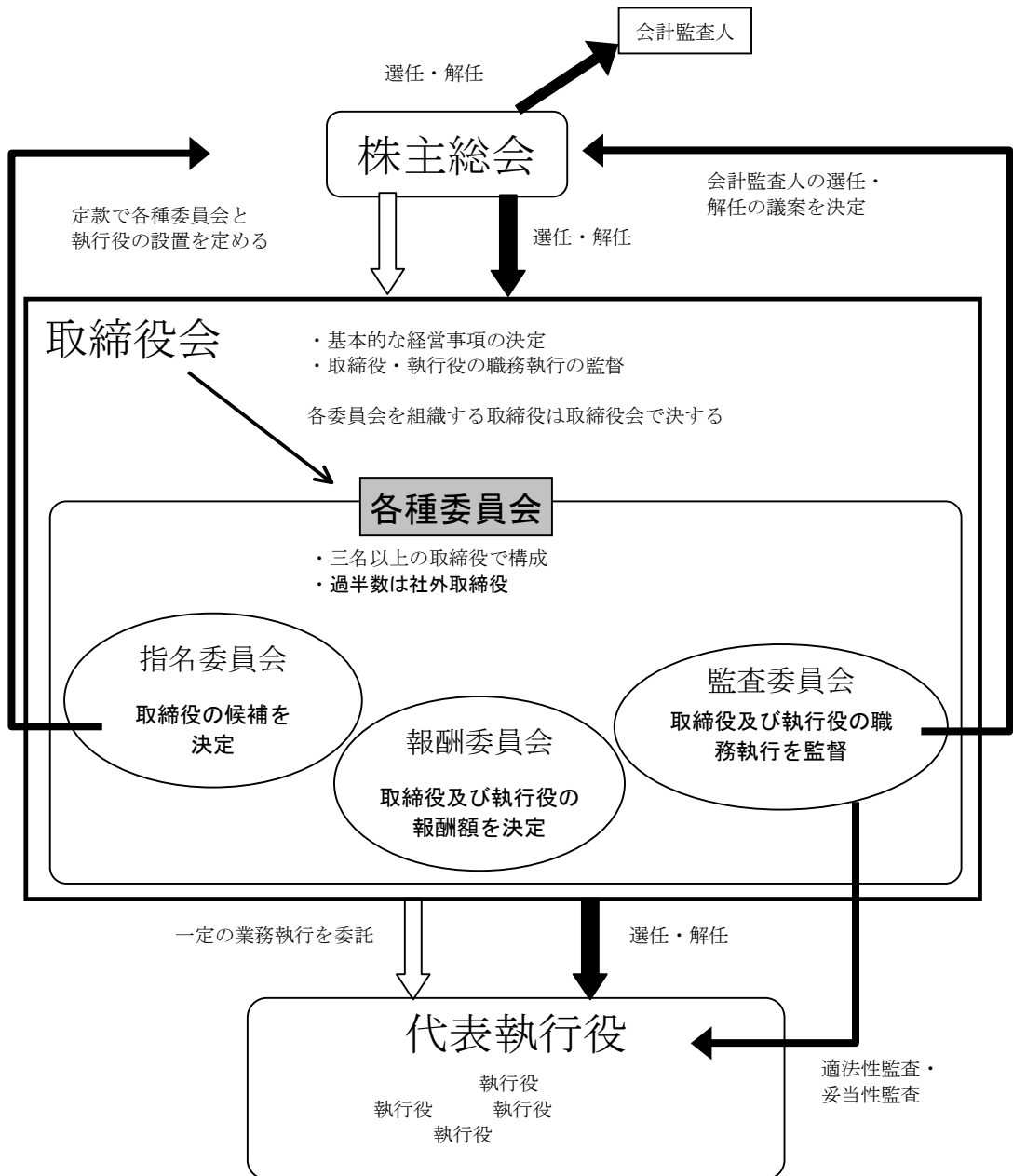
- (3) 監査等委員会は、指名委員会等設置会社の監査委員会と同様の権限を有する（新法 399 条の 3、399 条の 6、399 条の 7 等）。

監査委員会や監査役（会）にない監査等委員会の独自の権限として、**監査等委員以外の取締役の選解任、辞任及び報酬等についての意見陳述権**が認められている（新法 342 条の 2 第 4 項、361 条 6 項）。**監査等委員会が意見陳述権を行使することで同委員会が指名委員会や報酬委員会に準じる機能を営むことを期待されており、これは、監査等委員会が純然たる監査機関にとどまるものではないことを意味する（新法 399 の 2 第 3 項各号参照）。**

- (4) 現行法上は、原則「重要な業務執行の決定」は個々の取締役に委任できず（現 362 条 4 項）、委員会設置会社においてのみ執行役への委任が認められているにすぎない（現 416 条 4 項）ところ、新法では、①監査等委員会設置会社であり、かつ取締役の過半数が社外取締役である場合、又は②監査等委員会設置会社であり、過半数が社外取締役でなくとも定款で定めた場合についても、「重要な業務執行の決定」を取締役に委任することができることになる。

もっとも、指名委員会等設置会社（現・委員会設置会社）において取締役会が執行役に決定の委任をすることができない事項と同様の事項は委任することはできない（新 399 条の 13 第 5 項但書・第 6 項かつこ書）。

<参考：現行法での委員会設置会社>



ii 社外取締役・社外監査役の要件の変更

【概略 6 社外取締役の要件の見直し】

新 社外取締役（新 2 条 15 号）	旧 社外取締役（旧 2 条 15 号）
①当該株式会社又はその子会社の業務執行取締役若しくは執行役又は支配人その他の使用人（以下「業務執行取締役等」という。）でなく、かつ、その就任の前 10 年間で当該株式会社又はその子会社の業務執行取締役等であったことがないこと。 ②その就任の前 10 年内のいずれかの時において当該株式会社又はその子会社の取締役、会計参与又は監査役であったことがある者（業務執行取締役等であったことがあるものを除く。）にあっては、当該取締役、会計参与又は監査役への就任の前 10 年間で当該株式会社又はその子会社の業務執行取締役等であったことがないこと。 ③当該株式会社の親会社等（自然人であるものに限る。）又は親会社等の取締役若しくは執行役若しくは支配人その他の使用人でないこと。 ④当該株式会社の親会社等の子会社等（当該株式会社及びその子会社を除く。）の業務執行取締役等でないこと。 ⑤当該株式会社の取締役若しくは執行役若しくは支配人その他の重要な使用人又は親会社等（自然人であるものに限る。）の配偶者又は二親等内の親族でないこと。	①当該株式会社又はその子会社の業務執行取締役若しくは執行役又は支配人その他の使用人でなく、かつ、過去に当該株式会社又はその子会社の業務執行取締役若しくは執行役又は支配人その他の使用人となったことがないものをいう（2 ⑮）

【概略 7 社外監査役の要件の見直し】

新 社外監査役（新 2 条 16 号）	旧 社外監査役（旧 2 条 15 号）
①その就任の前 10 年間で当該株式会社又はその子会社の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員。ロにおいて同じ。）若しくは執行役又は支配人その他の使用人であったことがないこと。 ②その就任の前 10 年内のいずれかの時において当該株式会社又はその子会社の監査役であったことがある者にあっては、当該監査役への就任の前 10 年間で当該株式会社又はその子会社の取締役、会計参与若しくは執行役又は支配人その他の使用人であったことがないこと。 ③当該株式会社の親会社等（自然人であるものに限る。）又は親会社等の取締役、監査役若しくは執行役若しくは支配人その他の使用人でないこと。 ④当該株式会社の親会社等の子会社等（当該株式会社及びその子会社を除く。）の業務執行取締役等でないこと。 ⑤当該株式会社の取締役若しくは支配人その他の重要な使用人又は親会社等（自然人であるものに限る。）の配偶者又は二親等内の親族でないこと。	①株式会社の監査役であって、過去に当該株式会社又はその子会社の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）若しくは執行役又は支配人その他の使用人となったことがないものをいう。

(1) 現行法 2 条 15 号 16 号は、社外取締役・社外監査役（以下「社外取締役等」という。）について、**過去に一度も会社又は子会社における一定の地位（業務執行取締役、執行役等）に就いたことがないこと**を要件としている。これに対し、新法では、現行法の要件を緩和する改正として、社外性要件の対象期間を限定し、その**就任の前 10 年間に一定の地位にいなかった場合には、社外性要件を充たすもの**としている（新法 2 条 15 号イ、16 号イ）。

(2) 他方、現行法の要件を厳格にする改正として、**親会社関係者でないこと**（新法 2 条 15 号ハ、16 号ハ）、**兄弟会社関係者でないこと**（新法 2 条 15 号ニ、16 号ニ）を社外性要件として追加している。これは、社外取締役等には利益相反の監督機能が期待されるところ、親会社関係者は会社と親会社との利益相反について実効的な監督が期待できず、また、兄弟会社関係者は親会社からの独立性が疑われ、親会社関係者と同様に取り扱われる必要があることを理由とする。

また、**会社関係者の近親者**についても社外性要件を否定されることとなった（新法 2 条 15 号ホ、16 号ホ）。これは、経営者の近親者については、会社と経営者との利益相反について実効的な監督を期待できないことを理由とする。「会社関係者」とは、取締役・執行役・支配人その他重要な使用人であり、「近親者」とは、配偶者又は 2 親等内の親族である。

(3) なお、監査役会設置会社（公開会社かつ大会社に限る）であって、金融商品取引法 24 条 1 項の規定によりその発行する株式について有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない会社（**上場会社**と考えれば足りる。）が社外取締役を置いていない場合、当該会社の取締役は、定時株主総会において、**社外取締役を置くことが相当でない理由を説明しなければならない**とされた（新法 327 条の 2）。この説明義務は、一般的な説明義務（現行法 314 条）と異なり、**株主からの質問の有無にかかわらず発生する特別な説明義務**である。

新法は、1 人も社外取締役を置いていない上場会社にはその説明義務を定める一方、1 人でも社外取締役を置いている上場会社には何の説明も求めないとしていることから、上場会社については、少なくとも 1 人以上の社外取締役を置くことを原則と宣言しているものと考えることができる。なお、上場会社が社外取締役を置かなくても罰則等の制裁がないことは当然である。

iii 取締役及び監査役の責任の一部免除に係る改正

【概略 8 取締役及び監査役の責任の一部免除に係る改正】

新 427条	旧 427条
第 424 条の規定にかかわらず、株式会社は、<u>取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）</u>、<u>会計参与、監査役又は会計監査人（以下この条及び第 911 条第 3 項第 25 号において「非業務執行取締役等」という。）</u>の第 423 条第 1 項の責任について、当該<u>非業務執行取締役等</u>が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、定款で定めた額の範囲内であらかじめ株式会社が定めた額と最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を<u>非業務執行取締役等</u>と締結することができる旨を定款で定めることができる。	第424条の規定にかかわらず、株式会社は、<u>社外取締役、会計参与、社外監査役又は会計監査人（以下この条において「社外取締役等」という。）</u>の第423条第1項の責任について、当該社外取締役等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、定款で定めた額の範囲内であらかじめ株式会社が定めた額と最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を<u>社外取締役等</u>と締結することができる旨を定款で定めることができる。

現行法では、**責任限定契約**（定款に定めることにより事前に役員等の会社に対する責任の限度額を限定する内容の契約をいう。現行法 427 条）を締結できる役員は社外取締役・社外監査役・会計参与・会計監査人に限定されているところ、新法では、**業務を担当しない非業務執行取締役・（社内）監査役**も責任限定契約を締結できることとなった（新法 427 条 1 項）。

上記 ii の改正により、従来社外取締役・社外監査役であった者も改正後の社外取締役・社外監査役の要件を充たさないこととなる可能性があるところ（例えば親会社関係者等）、このような取締役・監査役の中には、業務執行を行わず、その知識・経験から監督・監査機能を実効的に果たしている有能な人材も含まれていることが想定される。そこで、新法では、上記 ii の改正によって社外取締役・社外監査役でなくなった者についても、従来どおりの規律を適用することを可能とした。

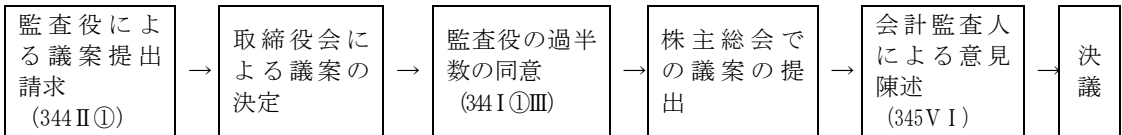
また、非業務執行取締役や監査役は自ら業務執行に関与しないため、自らの責任が発生するリスクを十分にコントロールできないことから、会社との間において責任限定契約を締結することで、あらかじめ自らの責任が発生するリスク発生の危険を防止する必要がある。そこで、新法では、**社外取締役等であるかどうかという線引きではなく、業務執行に関与する者かどうかという線引きを施すこととした。**

以上を踏まえ、新法は、株式会社は、取締役（業務執行取締役等を除く）・監査役は、社外取締役・社外監査役でない者であっても、責任限定契約を締結することができる旨規定した（新法 427 条 1 項）。なお、「**業務執行取締役等**」とは、株式会社の現行法 363 条 1 項各号に掲げる取締役及び当該株式会社の業務を執行したその他の取締役をいう（新法 2 条 15 号イ）。

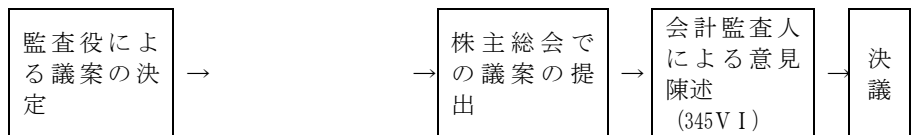
iv 会計監査人の選解任等に関する議案の内容の決定に係る改正

【概略 9 会計監査人の選解任等に関する議案の内容の決定に係る改正】

<会計監査人の選任（原則・旧法） [平 20-34-エ] >



<会計監査人の選任（原則・新法） [平 20-34-エ] >



<改正の理由>・取締役会の会計監査人に対する影響力を排除するため

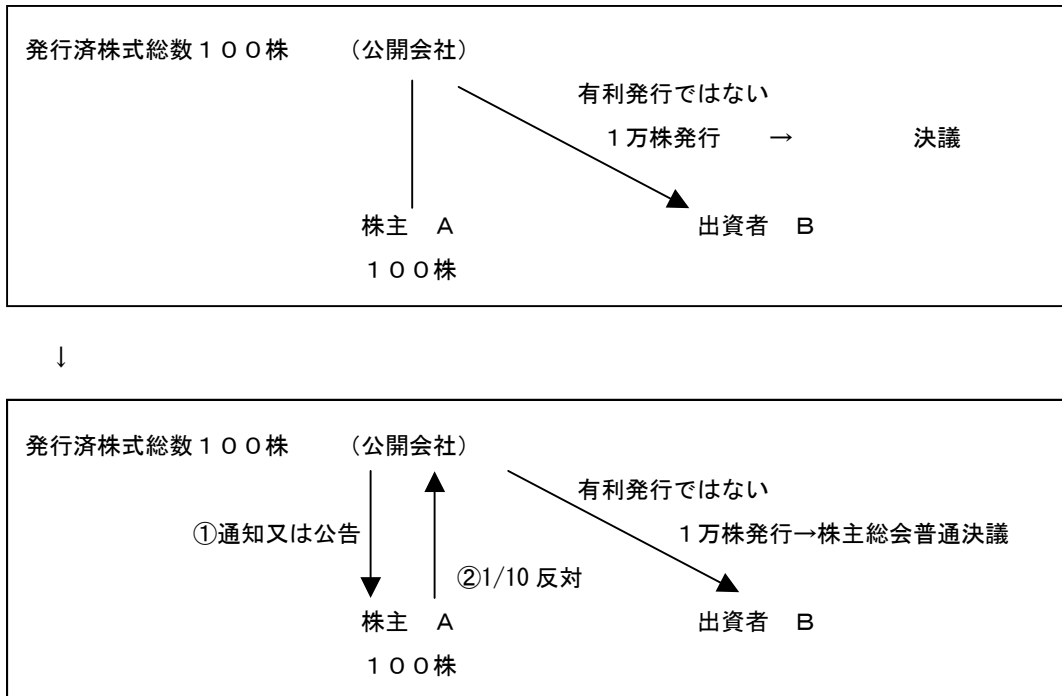
現行法は、株主総会に会計監査人の選任・解任の権限を与えているところ（現行法 329 条 1 項、339 条 1 項）、その選任・解任（及び不再任）に関する議案の内容を決定する権限は、取締役会にある。これは、会計監査人の選任・解任及び不再任に関する議案の内容の決定が業務執行の決定にかかわる事項だからである。

しかし、経営陣の粉飾決算を看過するというような企業不祥事が相次ぎ、会計監査人の会社に対する監査の実効性が確保されていないとの批判が強くなされた。取締役会が会計監査人の人事を行う形式となっているため、会計監査人が会計処理で取締役と意見対立した場合、取締役会は当該会計監査人の解任・不再任に係る議案の内容を決定できてしまい、その結果、会計監査人は監査の対象である取締役から有形無形の影響を受け、経営陣の意向に沿った内容の監査を行う傾向がある旨指摘されていた。

そこで、取締役会の会計監査人に対する影響力を排除し、会計監査人の独立性をより確保するため、新法では、**会計監査人の選解任・不再任に関する議案の内容の決定権限を監査役・監査役会に委譲することとした（新法 344 条）**。なお、指名委員会等設置会社では、この決定権限はすでに監査委員会に付与されており、今回の法改正で新設される監査等委員会設置会社では監査等委員会がこの決定権限を有することとなる（新法 399 条の 2 第 3 項 2 号）。

v 支配株主の異動を伴う募集株式の発行等における特則の新設

【概略 10 支配株主の異動を伴う募集株式の発行等における特則】



(1) 資金調達の場合における企業統治の在り方に関する改正として、支配株主の異動を伴う募集株式の発行等における特則が新設された。

すなわち、公開会社が募集株式の発行等を行うについて、募集株式の引受人及びその子会社等（以下「特定引受人」という。）が有することとなる議決権の数が、当該募集株式の引受人の全員がその引き受けた募集株式の株主となった場合における総株主の議決権の数の2分の1を超える場合（要するに、支配株主の変動を伴う募集株式の発行等が行われようとしているとき）、公開会社は、

- ① 払込期日の2週間前までに、株主に対して、特定引受人に係る情報等一定の事項を通知又は公告しなければならない（新法 206 条の2 第1項、2項）、
- ② 総株主の議決権の10分の1以上の議決権を有する株主がiの通知・公告の日から2週間以内に特定引受人による募集株式の引受けに反対する旨公開会社に通知したときは、当該公開会社は、株主総会の普通決議によって、当該特定引受人に対する募集株式の割当て又は当該特定引受人との間の契約の承認を受けなければならない（新法 206 条の2 第4項本文）。

このような改正がなされた趣旨は、次のとおりである。現行法では、公開会社は募集株式の発行等を取締役会の決議によって行うことができとしている（現行法 201 条1項）。そのため、取締役会が選択した特定の者に株式を割り当てることで当該株主を支配株主とすることが可能であり、取締役会決議のみによって既存株主の持株比率の低下を招き、既存株主の利益が損なわれることがあった。そこで、既存株主の持株比率の希釈化を防止し、既存株主の利益を保護するべく、本特則を設けた。

(2) 新法では、以下のとおり、例外がいくつか規定されている。

ア 本特則の適用外とされる場合

① 特定引受人が当該公開会社の親会社等である場合

①の場合、当該公開会社の経営を元々支配している者に募集株式を割り当てているに過ぎないから、支配株主の異動に該当せず、**本特則の適用外**とされている（新法 206 条の 2 第 1 項柱書ただし書）。

② 株主割当てによる募集株式の発行等の場合

②の場合、既存株主にその持株比率に応じて募集株式の割当てを受ける権利を付与し、募集株式を引き受けるか否かを判断させることになるため、取締役会の決定によって支配株主の異動が生じるわけではない。そこで、**本特則の適用外**とされている（新法 206 条の 2 第 1 項柱書ただし書）。

イ 株主総会の決議による承認が不要となる場合

当該公開会社の財産の状況が著しく悪化している場合において、当該公開会社の事業の継続のため緊急の必要があるとき

この場合、**株主総会の決議による承認が不要**となる（新法 206 条の 2 第 4 項ただし書）。これは、株主総会を開催するためには一定の期間が必要であり、時間的な余裕がない緊急事態にまで株主総会を要求すると、会社が倒産してしまうなど、かえって株主にとって不利益になるからである。

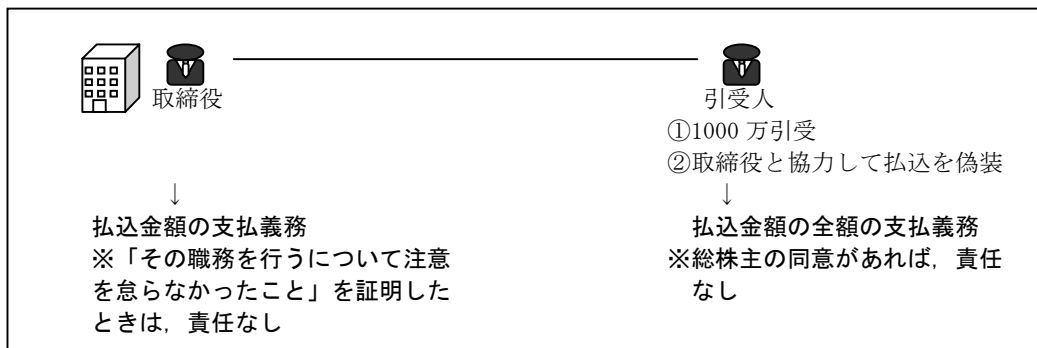
（募集株式の発行による変更の登記）

第五十六条 募集株式（会社法第百九十九条第一項に規定する募集株式をいう。第一号において同じ。）の発行による変更の登記の申請書には、次の書面を添付しなければならない。

- 一 募集株式の引受けの申込み又は会社法第第二百五条第一項の契約を証する書面
- 二 金銭を出資の目的とするときは、会社法第二百八条第一項の規定による払込みがあつたことを証する書面
- 三 金銭以外の財産を出資の目的とするときは、次に掲げる書面
 - イ 検査役が選任されたときは、検査役の調査報告を記載した書面及びその附属書類
 - ロ 会社法第二百七条第九項第三号に掲げる場合には、有価証券の市場価格を証する書面
 - ハ 会社法第二百七条第九項第四号に掲げる場合には、同号に規定する証明を記載した書面及びその附属書類
- ニ 会社法第二百七条第九項第五号に掲げる場合には、同号の金銭債権について記載された会計帳簿
- 四 検査役の報告に関する裁判があつたときは、その謄本
- 五 会社法第二百六条の二第四項の規定による募集株式の引受けに反対する旨の通知があつた場合において、同項の規定により株主総会の決議による承認を受けなければならない場合に該当しないときは、当該場合に該当しないことを証する書面

vi 仮装払込みによる募集株式の発行等に関する改正

【概略 11 仮装払込みによる募集株式の発行等に関する改正】



(1) 募集株式の発行等において、引受人が実際に払込みや現物出資財産の給付をしていないにもかかわらず、払込み又は現物出資財産を給付したと仮装した場合、会社は募集株式に係る資金を確保することができない。しかし、現行法は、「募集株式の引受人は、出資の履行をしないときは、当該出資の履行をすることにより募集株式の株主となる権利〔株式引受権〕を失う」（現行法 208 条 5 項）と規定するのみであり、仮装払込みによる募集株式の発行等がなされた場合の当該引受人やこれに関与した取締役・執行役に関する責任（払込金額の支払義務等）を定めていなかった。そこで、新法は、**会社が募集株式に係る資金を確保できないという状況を回避するため、引受人や仮装払込みに関与した取締役・執行役に関する責任等についての規律を新設した。**

(2) **仮装払込みをした引受人は、払込期日又は払込期間の経過により株式引受権を失ったとしても、払込金額の全額の支払義務を負う（新法 213 条の 2 第 1 項 1 号）。**また、この義務は**総株主の同意がない限り免除できない（同条 2 項）。**さらに、引受人が払込金額の支払義務を履行しない場合、株主は引受人に対して支払義務を履行するよう請求する株主代表訴訟を提起できる（新法 847 条 1 項）。

仮装払込みをした引受人は、引受人の支払義務又は関与した取締役等の支払義務が履行されない限り、当該株式について株主権を行使できない（新法 209 条 2 項）。もっとも、仮装払込みによって発行された募集株式を譲り受けた者は、仮装払込みについて悪意又は重過失でない限り、株主権を行使することができる（新法 209 条 3 項）。

(3) **仮装払込みに関与した取締役・執行役は、会社に対して、払込金額の支払義務を負う（新法 213 条の 3 本文）。**ただし、この取締役・執行役であっても「その職務を行うについて注意を怠らなかったこと」を証明したときは、支払義務を免れる（同条ただし書）。もっとも、仮装払込みの関与にとどまらず、**出資の履行まで仮装した取締役・執行役は、仮装払込みを直接実行したという悪質性から、上記免責の余地はないとされている（同条ただし書かつこ書）。**

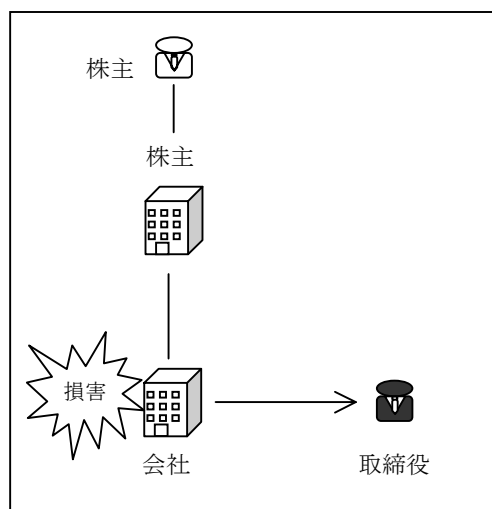
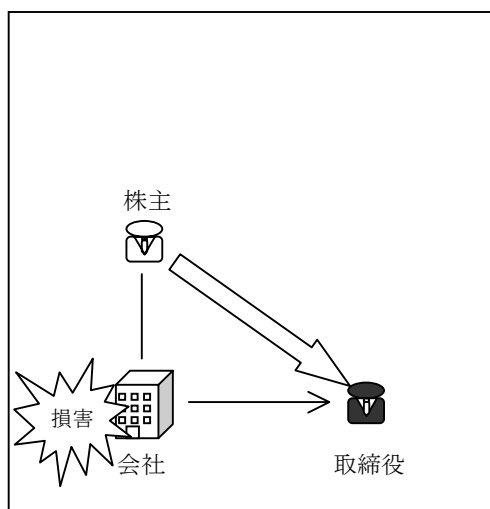
Ⅱ 親子会社の規律に関する法改正

Ⅱにおいては、さらに次の5つに細別できる。

- i 最終完全親会社等の株主による特定責任追及の訴え制度の新設
- ii 内部統制システムに関する改正
- iii 旧株主による責任追及等の訴え制度の新設
- iv 親会社による子会社の株式等の譲渡に関する規律の新設
- v キャッシュ・アウトの手法に関する改正

- i 最終完全親会社等の株主による特定責任追及の訴え制度の新設

【概略 12 最終完全親会社等の株主による特定責任追及の訴え制度の新設】



理由 ・子会社の株主である親会社が提訴しない（子会社の取締役が親会社の取締役を兼任）
 →企業グループ全体の損害
 →要件を厳格にして提訴認める

- (1) 特定責任追及の訴えとは、親会社の株主が当該親会社を代位して子会社の取締役等の責任を追及する株主代表訴訟をいう。

本来、子会社の取締役等が子会社に対して責任を負う場合、親子会社関係にあつては、子会社自身あるいは子会社の株主である親会社が子会社の取締役等の責任を追及すべきであるところ、子会社の取締役等が親会社の取締役等を兼任していたり、親会社の従業員が子会社の取締役等に就任している等の理由により、子会社の取締役等に対する責任追及がなされないことがあった。しかし、現行法上、株主代表訴訟（責任追及等の訴え）は、株式会社の株主がその株式を保有している会社の取締役等の責任を追及するための制度となっており（現行法 847 条）、親会社の株主が株式を保有していない子会社の取締役等の責任を追及するこ

とは認められていなかった。

他方、親会社の株主が直接子会社の取締役等の責任を追及できるとすると、企業グループの効率的な経営に支障を来したり、濫用的な訴訟提起がなされることを懸念する意見も強かった。そこで、新法では、通常の株主代表訴訟よりも要件を絞った形で特定責任追及の訴え制度を新設し、親会社株主の保護を図ることとした。

(2) 特定責任追及の訴えを提起するためには、次の要件が必要となる。

【概略 13 特定責任追及の訴えの要件】

① 当該株主が「最終完全親会社等」の株主であること

② 当該株主が最終完全親会社等の総株主の議決権の 100 分の 1 以上の議決権又は当該最終完全親会社等の発行済株式の 100 分の 1 以上の数の株式を保有していること

③ 最終完全親会社等が公開会社である場合、当該株主は最終完全親会社等の株式を 6 か月前から引き続き保有していること

④ 当該株式会社の発起人等の責任の原因となった事実が生じた日において最終完全親会社等及びその完全子会社等における当該株式会社の株式の帳簿価額が当該最終完全親会社等の総資産額の 5 分の 1 を超える場合における当該発起人等の責任

<次の場合、特定責任追及の訴えは提起できない>

⑤ 特定責任追及の訴えが当該株主もしくは第三者の不正な利益を図り又は当該株式会社もしくは当該最終完全親会社等に損害を加えることを目的とする場合

⑥ 当該特定責任の原因となった事実によって当該最終完全親会社等に損害が生じていない場合

会社

→

会社

→

会社

→

損害

会社

→

取締役

①株主 (○)

②1/100

③ 6 か月 (公開のみ)

④総資産の 1/5

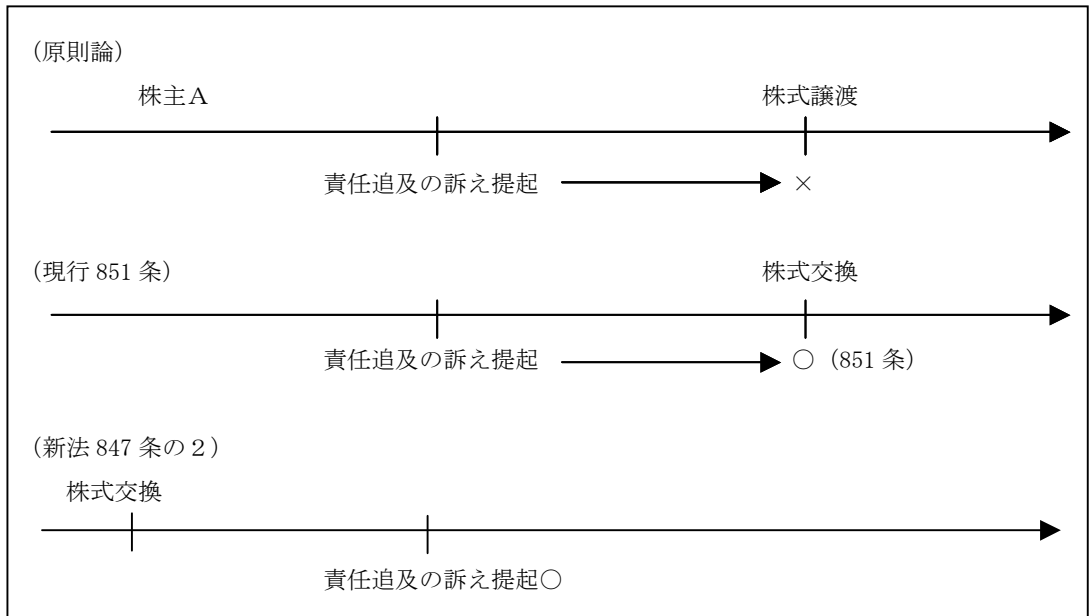
ii 内部統制システムに関する改正

内部統制システムとは、会社の業務の適正を確保するため、会社が営む事業の規模や特性等に応じて構築するリスク管理体制をいうところ、現行法は、「株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備」、すなわち内部統制システムの構築を取締役会の決定事項として、取締役委任することができない旨規定している（現行法 348 条 3 項 4 号、362 条 4 項 6 号等）。

ここにいう「法務省令で定める体制」には、会社法施行規則が規定している「当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制」が含まれる（現行規則 100 条 1 項 5 号等）。新法では、このうち、「当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制」について会社法に明記し、いわば格上げを行うこととした（新法 348 条 3 項 4 号、362 条 4 項 6 号等）。

iii 旧株主による責任追及等の訴え制度の新設

【概略 14 旧株主による責任追及等の訴え制度】



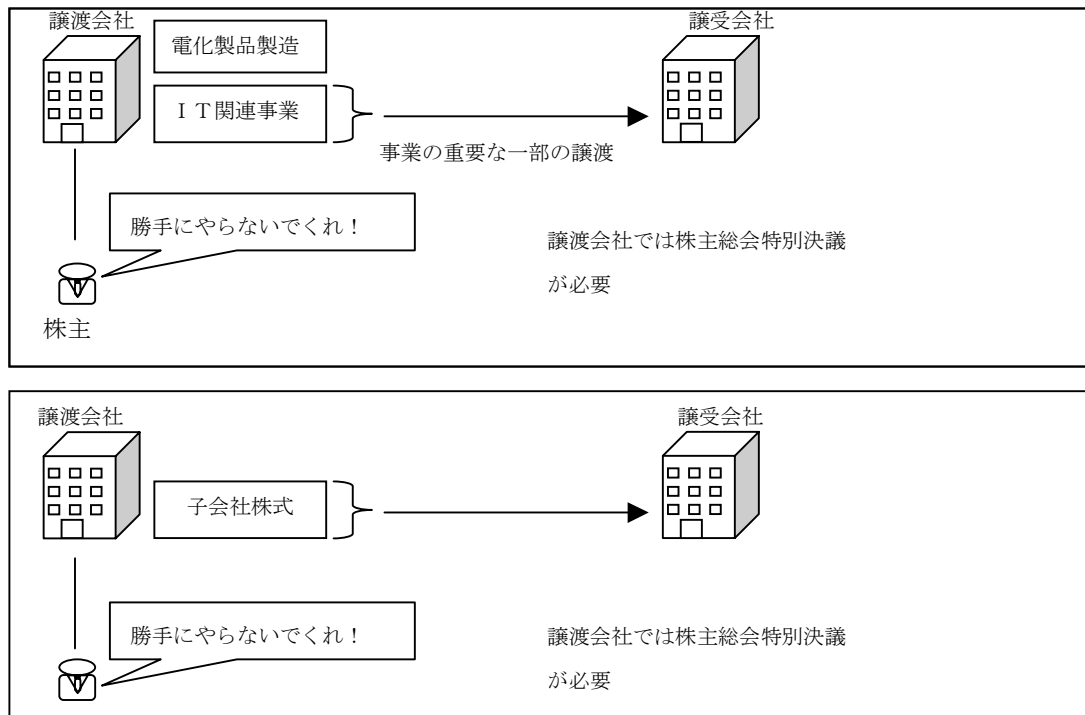
責任追及等の訴えの係属中に株主が株主たる地位を失った場合、当該株主は原告適格を失い、当該訴えは不適法却下されるのが原則である。たとえば、当該株主が訴訟係属中に当該株式を第三者に譲渡した場合、当該株主は原告適格を失う。しかし、株主が株主たる地位を失う原因となったのが株式交換・株式移転・吸収合併・新設合併といった組織再編行為である場合、当該株主は自己の意思によらずに原告適格を失うこととなる。そこで、現行法 851 条は、株主が責任追及等の訴えを提起した後に上記のような組織再編行為が行われた場合、原告である当該株主が対価として当該会社の完全親会社又は吸収合併存続会社・新設合併設立会社の株式を取得したときは、引き続き責任追及等の訴えの原告適格を有する旨規定している。

しかし、851 条の反対解釈から、**株主代表訴訟の提起前に組織再編行為が行われてしまった場合には 851 条は適用されないこととなる**。その結果、たとえそれまでに株主代表訴訟の提訴準備を行っていた株主であっても、当該株主は当該会社の株式を失い、対価として当該会社の完全親会社の株式を取得しても当該会社の取締役等に対して株主代表訴訟を提起することができないとされていた。

そこで、新法では、特定責任追及の訴え制度の導入に伴い、株式交換・株式移転及び三角合併（以下「株式交換等」という。なお、三角合併とは、吸収合併後消滅会社の株主が吸収合併後存続会社の完全親会社株式の交付を受ける場合をいう。）によって完全子会社となった株式会社について、完全子会社化される前に取締役等の責任となる事実が生じている場合、株式交換等の効力発生日の時点で提訴請求できた当該株式会社の株主（**旧株主**。新法 847 条の2 第1 項）は、株式交換等によって当該株式会社の株式を失った後も、その対価として取得した完全親会社の株式を保有している株主（**適格旧株主**。新法 847 条の2 第9 項）である限り、完全子会社となった当該株式会社の取締役等に対して株主代表訴訟を提起できるようになった。これを「**旧株主による責任追及等の訴え**」（新法 847 条の2）という。

iv 親会社による子会社の株式等の譲渡に関する規律の新設

【概略 15 親会社による子会社の株式等の譲渡に関する規律の新設】



現行法は、会社の事業の重要な一部を譲渡する場合、株主総会の特別決議を経なければならぬと規定し、株主の利益の保護を図っている（現行法 467 条 1 項 2 号、309 条 2 項 11 号）。

他方、親会社が子会社の株式ないし持分（以下「株式等」という。）を第三者に譲渡する場合、現行法は、親会社株主の利益の保護を図る規制をとくに設けていない。そのため、親会社が子会社の株式等を第三者に譲渡する場合、親会社は株主総会の特別決議を経ることなく自由に子会社の株式等を譲渡できるところ、これにより、当該子会社に対する議決権の過半数を失うという事態は、実質的に親会社の事業の一部を第三者に譲渡したものと異ならず、親会社株主に重大な影響を及ぼすおそれがある。

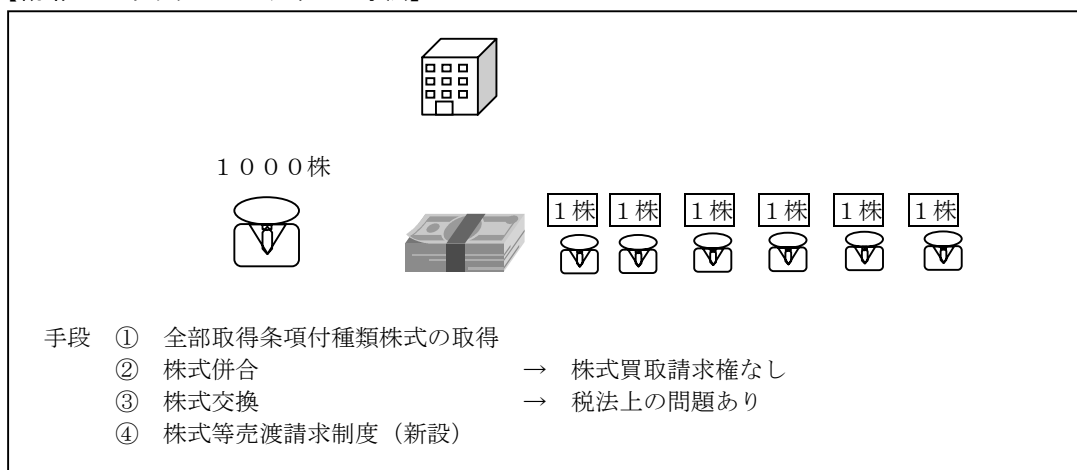
そこで、**親会社株主の利益を保護**するべく、新法は、株式会社の子会社の株式等の全部又は一部の譲渡をする場合であり、

- ① 当該譲渡により譲り渡す株式等の帳簿価額が当該株式会社の総資産額の 5 分の 1 を超え、かつ、
- ② 当該株式会社が、効力発生日において当該子会社の議決権の総数の過半数の議決権を有しないとき

には、効力発生日の前日までに、**株主総会の特別決議**を経なければならないとした（新法 467 条第 1 項 2 号の 2）。また、新法は、**反対株主の経済的利益を確保する観点**から、親会社が当該子会社の株式を譲渡し、上記要件①・②を充たす場合、これに反対する株主について、株式買取請求権を認めることとした（新法 469 条）。

V キャッシュ・アウトの手法に関する改正

【概略 16 キャッシュ・アウトの手法】



(1) キャッシュ・アウトとは、支配株主が主導して、少数株主に対して現金を支払った上で、対象会社から締め出すことをいう。キャッシュ・アウトにより、当該会社の完全子会社化を図ることができる。

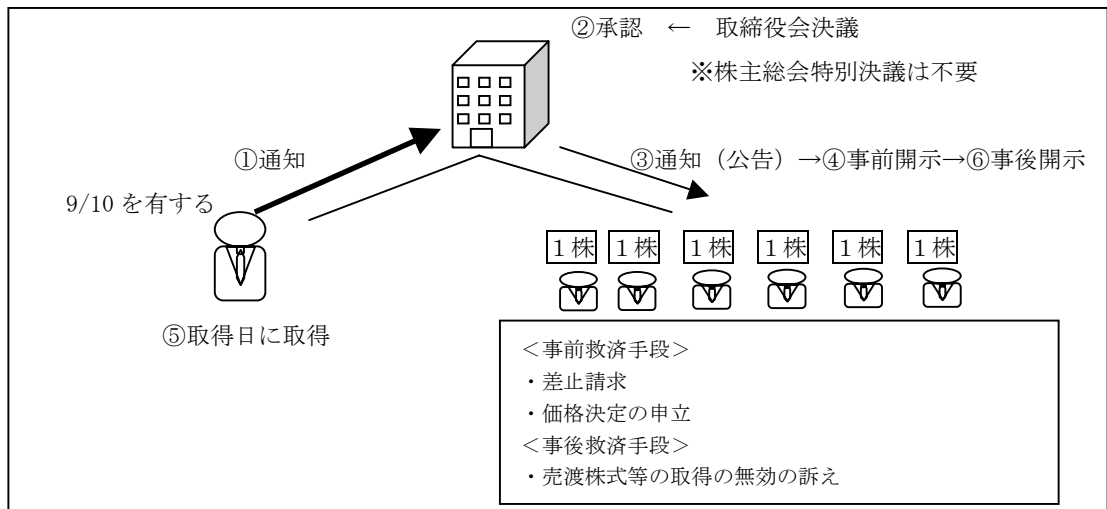
現行法上、キャッシュ・アウトを直接の目的とする制度は存在しなかった。実務上は**全部取得条項付種類株式制度**（現行法 108 条 1 項 7 号）が利用される場合が主であったが、同制度の本来の趣旨は、倒産手続によらずに多数決によって全ての株主の地位を失わせることを可能にすることで、債務超過の状態にある会社の再建を主導するスポンサーが全ての株式を容易に引き受けられるようにし、もって機動的に会社の再建を行う点にあるのであって、キャッシュ・アウトそのものが本来の趣旨ではない。そのため、時間的・手続的成本がかかる等、様々な問題点が指摘されていた。

また、キャッシュ・アウトを行うための手法としては、**株式の併合**を利用する場合や、**金銭を対価とする合併や株式交換等の組織再編**を行う場合がある。しかし、株式の併合を利用する場合、反対株主の株式買取請求権や価格決定申立権が株式の併合には用意されておらず、不満を持つ株主が株主総会の決議取消しの訴えを提起し、裁判所によって認容判決が出されれば、取引そのものが遡及的に無効となって巻き戻されるおそれがある。また、金銭を対価とする組織再編を利用する場合には、税法上、非適格組織再編として課税の負担が重くなる場合がある。そのため、いずれの手法も実務上ほとんど利用されていない。

そこで、新法は、時間的・手続的成本の低減を図るとともに、キャッシュ・アウトに係る一連の手続において少数株主に交付される対価の適正性を確保するべく、**特別支配株主の株式等売渡請求**というキャッシュ・アウトを目的とする手法を新設した（新法 179 条以下）。なお、特別支配株主の株式等売渡請求という手法が会社法上確立しても、従前利用されてきた他の手法を選択してキャッシュ・アウトを実施することは可能と解されている。そして、これらの他の手法についても、少数株主保護のためほぼ同等の規制強化がなされており、できるだけ同じ法規制に服させて実質的な差異が生じないようにそれぞれ整備が行われている。

(2) 特別支配株主の株式等売渡請求制度

【概略 17 特別支配株主の株式等売渡請求制度】



ア 特別支配株主の株式等売渡請求制度の特色は、少数株主の有する株式がキャッシュ・アウトを行う株主に直接移転し、その対価として金銭が少数株主に交付され、その際、対象会社の株主総会決議が不要という点にある。

株式会社の特別支配株主は、その株式会社（対象会社）の株主の全員に対し、保有する対象会社の株式の全部を特別支配株主に売り渡すことを請求することができる（新法 179 条 1 項本文）。「特別支配株主」とは、株式会社の総株主の議決権の 10 分の 9 以上を有している者である（新法 179 条 2 項）。

イ 株式売渡請求は、売渡株主に対価として交付する金銭の額又はその算定方法、売渡株主に対する金銭の割当てに関する事項等、所定の事項を定めて行う（新法 179 条の 2 第 1 項）。金銭の割当てに関する事項は、売渡株主の有する売渡株式の数に応じて金銭を交付することを内容とするものでなければならない（同条 3 項）。特別支配株主は、株式売渡請求をしようとするときは、対象会社に対し、その旨と上記所定の事項を通知し、その承認を受ける必要がある（新法 179 条の 3 第 1 項）。この承認は、対象会社が取締役会設置会社であるときは、取締役会の決議による必要がある（同条 3 項）。

ウ 対象会社が承認したときは、取得日の 20 日前までに、売渡株主に対し、承認をした旨、特別支配株主の氏名又は名称、住所等所定の事項を通知しなければならない（新法 179 条の 4 第 1 項 1 号）。また、売渡株式の取得に関する書面等の開示が事前（新法 179 条の 5）と事後（新法 179 条の 10）に予定されている。

エ 株式売渡請求をした特別支配株主は、取得日に売渡株式の全部を取得する（新法 179 条の 9 第 1 項）。

オ 事前の救済措置として、売渡株主は、売渡株主が不利益を受けるおそれがあるときは、特別支配株主に対し、株式等売渡請求に係る売渡株式等の全部の取得をやめることを請求することができる（新法 179 条の 7 第 1 項）。また、株式等売渡請求があった場合には、売渡株主等は、取得日の 20 日前の日から取得日の前日までの間に、裁判所に対し、その有する売渡株式等の売買価格の決定の申立てをすることができる（新法 179 条の 8 第 1 項）。

カ 事後の救済措置として、売渡株主等であった者等は、売渡株式等の取得の無効の訴えを提起することができる（新法 846 条の 2 第 1 項）。すなわち、特別支配株主の株式等売渡請求による売渡株式等の取得に無効事由が認められる場合において、売渡株主等であった者等は、取得日から 6 か月以内（対象会社が非公開会社である場合は取得日から 1 年以内）に、売渡株式等の取得の無効の訴えによってのみ、無効を主張することができる。

【概略 18 全部取得条項付種類株式・株式の併合に関する改正】

全部取得条項付種類株式	株式の併合
①事前開示の義務 ②事後開示の義務 ③差止請求権の創設	①事前開示の義務 ②事後開示の義務 ③差止請求権の創設 ④反対株主の株式買取請求

(3) 全部取得条項付種類株式にかかる改正

新法では、株主の保護の実効性を高めるため、**情報開示の充実と差止め制度**が新設されている。

まず、情報開示の充実のため、会社は、事前開示（新法 171 条の 2）と事後開示（新法 173 条の 2）が義務付けられる。

次に、株主による差止めに関する規定が新設される。すなわち、**全部取得条項付種類株式**の取得が法令又は定款に違反する場合において、株主が不利益を受けるおそれがあるときは、株主は、株式会社に対し、当該全部取得条項付種類株式の取得をやめることを請求することができる（新法 171 条の 3）。取締役の違法行為差止請求（現行法 360 条）と比べると、違法行為差止請求における損害要件は「株式会社著しい損害が生ずるおそれ」（監査役設置会社、監査等委員会設置会社又は指名委員会等設置会社）にあっては、「回復することができない損害」であるのに対し、全部取得条項付種類株式の取得の差止請求における損害要件は「株主が不利益を受けるおそれ」であり、前者よりも緩和されていることから、株主には使いやすくなっていると解されている。

(4) 株式の併合にかかる改正

新法では、**情報開示の充実、差止め制度及び反対株主の株式買取請求制度**が新設されている。

まず、前記(3)と同様、情報開示の充実のため、会社は、事前開示（新法 182 条の 2）と事後開示（新法 182 条の 6）が義務付けられる。

次に、前記(3)と同様、株主による差止めに関する規定が新設される。すなわち、**株式の併合**が法令又は定款に違反する場合において、株主が不利益を受けるおそれがあるときは、株主は、株式会社に対し、当該株式の併合をやめることを請求することができる（新法 182 条の 3）。損害要件は前記(3)において述べたのと同様、緩和されており、株主にとって使いやすくなっている。

そして、株式の併合により端数が生ずる場合、反対株主は、会社に対して端数となる株式の全部を公正な価格で買い取ることを請求することができる（新法 182 条の 4）。価格について協議が調わない場合、株主又は会社は、裁判所に価格決定の申立てをすることができる（新法 182 条の 5 第 2 項）。

Ⅲ 組織再編に関する法改正

Ⅲにおいては、さらに次の4つに細別できる。

- i 反対株主の株式買取請求権に関する改正
- ii 組織再編等の差止請求権制度の新設
- iii 濫用的（許害的）会社分割における債権者の保護に関する改正
- iv 分割会社に知れていない債権者の保護に関する改正

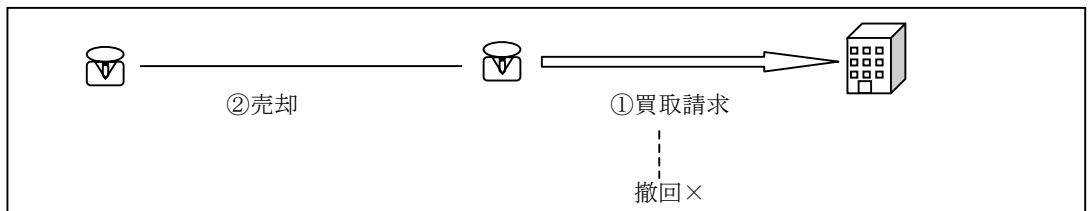
i 反対株主の株式買取請求権に関する改正

反対株主の株式買取請求権に関する改正として、次の4つを概説する。

- ① 買取請求後の譲渡の阻止
- ② 株式等の買取りの効力が生ずる時点
- ③ 株式買取請求に係る株式等の価格決定前の仮払制度
- ④ 略式組織再編等、簡易組織再編等における株式買取請求

(1) 反対株主の株式の買取口座の開設

【概略 19 買取請求後の譲渡の阻止】



株式買取請求権を行使した株主は、会社の承諾を得ないと請求を撤回できない（現行法 785 条 6 項、797 条 6 項、806 条 6 項等）。この撤回制限は、とりあえず株式買取請求を行って、その後の市場の動向により売却の方が有利となった場合には、買取請求を撤回して市場で売却するという濫用的な株式買取請求権の行使を防止するための規律である。しかし、上場会社にあつては、実際に買取請求をしたままでも市場で買取対象となっている株式を売却することができ、事実上会社の承諾なくして撤回することが可能となっていた。

そこで、振替株式発行会社でない株券発行会社における株主が買取請求をする場合、株主は、会社に株券を提出しなければならないとし（新法 116 条 6 項等）、また、株券を発行していない場合には、譲渡を防止するため、名義書換を禁止している（新法 116 条 9 項等）。

(2) 株式等の買取りの効力が生ずる時点

【概略 20 株式等の買取りの効力が生ずる時点】

新法	旧法
第470条 6 株式買取請求に係る株式の買取りは、効力発生日に、その効力を生ずる。	第470条 5 株式買取請求に係る株式の買取りは、当該株式の代金の支払の時に、その効力を生ずる。
第786条 6 株式買取請求に係る株式の買取りは、効力発生日に、その効力を生ずる。	第786条 5 株式買取請求に係る株式の買取りは、効力発生日（吸収分割をする場合にあっては、当該株式の代金の支払の時に、その効力を生ずる。
第798条 6 株式買取請求に係る株式の買取りは、効力発生日に、その効力を生ずる。	第798条 5 株式買取請求に係る株式の買取りは、当該株式の代金の支払の時に、その効力を生ずる。
第807条 6 株式買取請求に係る株式の買取りは、設立会社の成立の日に、その効力を生ずる。	第807条 5 株式買取請求に係る株式の買取りは、設立会社の成立の日（新設分割をする場合にあっては、当該株式の代金の支払の時に、その効力を生ずる。

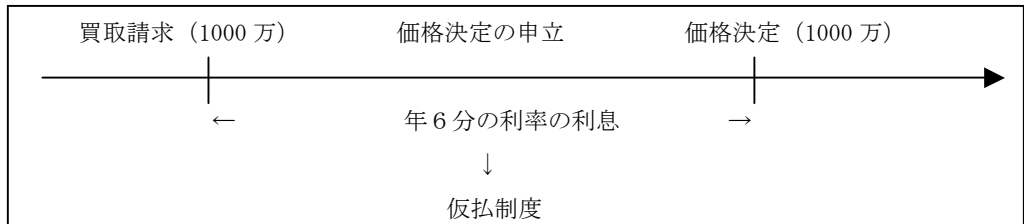
現行法は、組織再編を行う株式会社に対する株式買取請求について、買取対象である株式の買取りの効力が生ずる時点を「代金支払時」（株式会社が反対株主に対して買取代金を支払った時点）と定めている（現行法 117 条 5 項等）。これは、反対株主に対する当該株式の買取代金の支払時期と、反対株主からの株式会社への株式の移転時期を一致させることにより、買取代金の支払がない限り株式は移転されないとすることで、反対株主の投下資本の回収を確実にする趣旨である。

しかし、会社から買取代金の支払を受けるまで反対株主は株主としての地位を維持することとなるため、反対株主は、株式買取請求権の行使という形で会社からの離脱を表明しているにもかかわらず、反対株主が申し立てた価格決定手続が長引けば長引くほど、配当金と法定利息という利益を二重に得ることになると指摘されていた。すなわち、株式買取請求権を行使した反対株主は、組織再編等の効力発生日から 60 日が経過した日以後は買取代金に対する年 6 分という高利率の利息を収受することができ（現行法 117 条 4 項等）、剰余金配当があった場合にはその配当金も受領することができる。たとえば、買取請求に係る株式数が 10 万株で買取代金が 2 億円である場合、反対株主は、会社からの離脱を表明しているにもかかわらず、買取代金の支払を受けるまでは年間 1200 万円の利息を収受できるほか、価格決定手続がなされている最中に 1 株当たり 20 円の剰余金配当が行われれば 200 万円もの配当金を受け取ることができた。

そこで、新法は、株式買取請求に係る株式買取りの効力が生ずる時点を「代金支払時」から組織再編等の「効力発生日」に変更した（新法 117 条 6 項等）。これにより、反対株主が上記のように二重に利益を得るという状況は生じないこととなった。

(3) 株式買取請求に係る株式等の価格決定前の仮払制度

【概略 21 株式買取請求に係る株式等の価格決定前の仮払制度】



買取請求がなされた株式について、裁判所に価格決定申立てがなされた場合、会社は反対株主に対し、裁判所の決定した価格に対する協議期間満了後の年 6 分の利率により算定した利息をも支払わなければならない（現行法 786 条 4 項等）。この利率は市中金利に比べると著しく高いため、この利息の獲得を狙い、濫用的に株式買取請求権を行使する反対株主がいると指摘されていた。

そこで、新法は、買取請求を受けた会社は、価格決定前に、反対株主に対して会社自身が公正な価格と考える額を支払うことができるとされた（新法 117 条 5 項、786 条 5 項等）。これにより、会社が一定額を仮払いしておけば、裁判所が決定した価格のうち仮払いした額を超える部分についてのみ利息を支払えばよいこととなり、会社の利息の負担が軽減されるとともに、濫用的な株式買取請求権の行使を抑制できるとされている。

(4) 略式組織再編等、簡易組織再編等における株式買取請求

【概略 22 略式組織再編等、簡易組織再編等における株式買取請求】

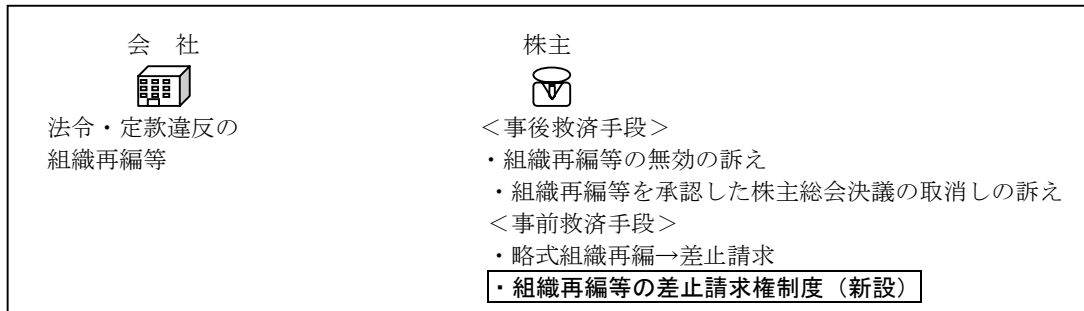
反対株主		
株主総会決議を要する場合	それ以外の場合	
①当該株主総会に先立って当該行為に反対する旨を当該株式会社に通知し、かつ当該株主総会において反対した株主 ②当該株主総会において議決権を行使することができない株主	すべての株主[平 24-32-エ]	
	略式組織再編	簡易組織再編
	株式買取請求をすることができる株主から、略式組織再編の要件を満たす場合における特別支配会社が除かれる <理由> 組織再編を実施する特別支配会社が反対株主となることは考えられないからである。	存続株式会社等に対して株式買取請求をすることができる場合から、存続株式会社等において簡易組織再編の要件を満たす場合が除かれる <理由> 簡易組織再編・簡易事業譲渡が株主に与える影響は小さいからである。

現行法は、**略式組織再編**（現行法 784 条 2 項、796 条 2 項。略式組織再編とは、一方の当事会社が他方の当事会社の議決権の 90%以上を有する場合においてなされる組織再編であり、当該他方の当事会社の株主総会決議による承認は不要とされる。）や**略式事業譲渡**（現行法 468 条 1 項）における**特別支配会社**（株式会社の総株主の議決権の 90%以上を有している会社）にも反対株式請求権を認めていた。しかし、これらの組織再編等を実施する特別支配会社が反対株主となることは考えられないことから、新法では、**略式組織再編・略式事情譲渡における特別支配会社に株式買取請求権を認めないこととした**（新法 785 条 2 項 2 号かつこ書、797 条 2 項 2 号かつこ書、469 条 2 項 2 号かつこ書）。

また、現行法は、**簡易組織再編**（現行法 784 条 3 項、796 条 3 項、805 条。簡易組織再編とは、存続会社が交付する対価の額ないし分割会社が承継会社・設立会社に承継させる資産の額が当該会社の総資産額の 20%以下の場合においてなされる組織再編であり、当該会社の株主総会決議による承認は不要とされる。）や**簡易事業譲渡**（現行法 468 条 2 項）が行われる場合、一定数の株式を有する株主が反対通知をしたときは、株主総会の特別決議を経る必要があり、この際に反対株主の株式買取請求権が認められていた（現行法 796 条 4 項）。しかし、簡易組織再編・簡易事業譲渡が株主に与える影響は小さいこと、仮にこれらの行為によって会社に損害が生じたときは取締役の損害賠償責任を追及してその損害を填補できることから、新法では、**簡易組織再編の存続会社等の株主や簡易事業譲渡の譲受会社の株主の株式買取請求権を認めないこととした**（新法 797 条 1 項ただし書、469 条 1 項 2 号）。

ii 組織再編等の差止請求権制度の新設

【概略 23 組織再編等の差止請求権制度の新設】



現行法上、組織再編等に法令・定款違反が認められる場合、株主には、組織再編等の無効の訴え（現行法 828 条）や組織再編等を承認した株主総会決議の取消しの訴え（現行法 831 条 1 項）という事後的な救済手段が用意されているが、これらの手続の適用要件は厳格であり、少数株主を保護する手段としては不十分であった。また、組織再編の効力発生後に事後的にその効力が否定されることは混乱を招くといった指摘もあった。さらに、事前の救済手段としては、いわゆる略式組織再編（現行法 784 条 2 項、796 条 2 項）についてのみ差止請求が認められており、それ以外の組織再編等について差止請求は認められていなかった。

そこで、新法は、少数株主の保護及び法律関係の安定という観点から、事前の救済手段として、組織再編等の差止請求権制度を新設した（新法 784 条の 2）。

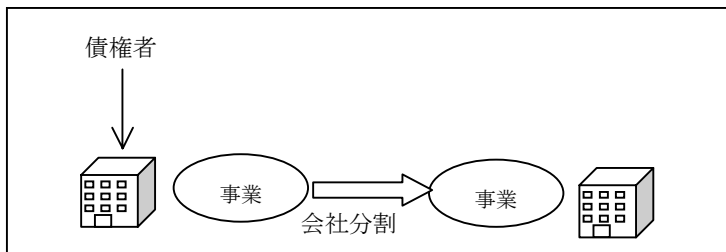
すなわち、株主は、吸収合併等が法令又は定款に違反する場合であり、当該行為によって株主が不利益を受けるおそれがあるときは、当該行為をやめることを請求することができる（新法 784 条の 2 第 1 号、796 条の 2 第 1 号、805 条の 2）。

また、略式組織再編の対価が消滅会社等もしくは存続会社等の財産の状況その他の事情に照らして著しく不当であり、株主が不利益を受けるおそれがある場合、株主は、株式会社に対して、当該行為をやめることを請求することができる（新法 784 条の 2 第 2 号、796 条の 2 第 2 号）。対価の不当性が差止事由となるのは、略式組織再編に限られているため、一般的な組織再編では対価の不当性は差止事由とならないことに注意を要する。

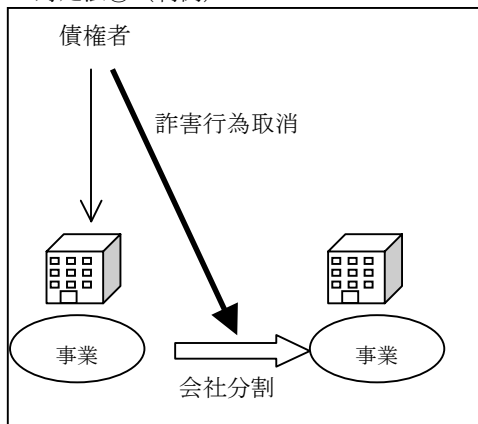
なお、簡易組織再編（現行法 784 条 3 項、796 条 3 項、805 条）が行われる場合、株主は、差止請求することができない（新法 784 条の 2 柱書ただし書、796 条の 2 柱書ただし書、805 条の 2 ただし書）。これは、簡易組織再編においては、株主に与える影響がほとんどないため、差止請求権を認める必要がないからである。

iii 濫用的（詐欺的）会社分割における債権者の保護に関する改正

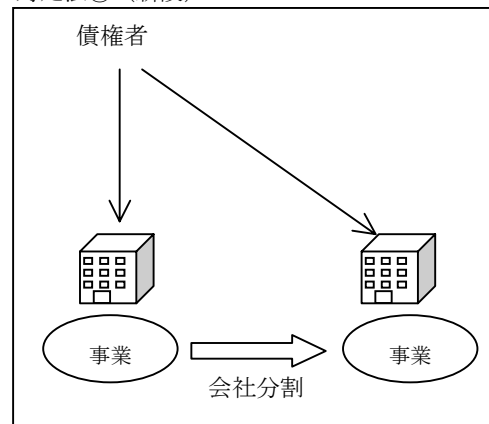
【概略 24 濫用的（詐欺的）会社分割における債権者の保護】



対処法①（判例）



対処法②（新設）



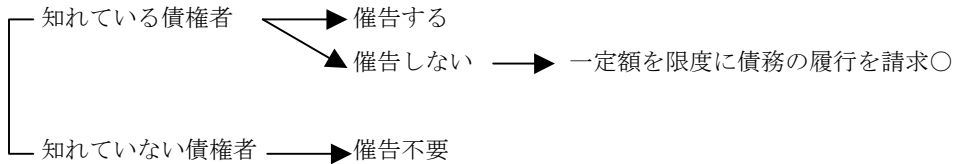
要件	① 会社分割が「残存債権者を害する」こと ② 分割会社が残存債権者を害することを「知って」会社分割をしたこと ③ 吸収分割の場合、吸収分割承継会社が残存債権者を害すべき事実を知っていたこと ④ 一定期間内に請求又は請求の予告をしたこと ＝会社分割をしたことを知った時から2年以内又は会社分割の効力が生じた日から20年以内
効果	承継会社等に対し、「承継した財産の価額」を限度として、自己に対する債務の履行を請求することができる

債務免脱を狙った会社分割（濫用的会社分割）の方法として、免脱を図る債務を分割会社に残し、事業等を承継会社等に承継させる方法とがある。この場合、原則として、分割会社に残された債権者（以下「残存債権者」という。）は**債権者異議手続**（現行法 789 条 1 項 2 号、810 条 1 項 2 号）の対象とされていない。これは、分割会社が承継会社等から移転した純資産の額に等しい対価を取得すると考えられるため、引当てとなる財産額に変動がなければ、残存債権者が害されることはないという理由に基づく。しかし、分割会社が承継会社等から取得した対価が不適切に少なければ当然に残存債権者は害されるし、対価が適切でも、一部の債権者に対する債務だけを承継会社等に承継させるという偏頗性により、他の残存債権者が害されることもある。このような濫用的会社分割について、判例は、詐害行為取消し（民法 424 条）等によって残存債権者を保護してきた（最判平 24. 10. 12）。

新法では、分割会社が残存債権者を害することを知って分割した場合には、残存債権者は承継会社等に対し、「承継した財産の価額」を限度として、自己に対する債務の履行を請求することができる（新法 759 条 4 項本文等）という形で、濫用的会社分割における残存債権者の保護を図ることとした（なお、会社分割に限らず、濫用的な事業譲渡についても同様の規律が新設されている（新法 23 条の 2））。

iv 分割会社に知れていない債権者の保護に関する改正

【いわゆる二重公告をしない場合】



現行法は、**分割会社の債権者が会社分割について異議を述べるができる場合**、その債権者が分割会社に知れているときは、分割会社が当該債権者に対して各別の催告をすることを求めている（現行法 789 条 2 項、810 条 2 項）。そして、その催告を受けなかった債権者は、分割後に分割会社に対して債務の履行を請求できないとされていた場合でも、分割会社に対して、一定額を限度に債務の履行を請求することができる（現行法 759 条 2 項、764 条 2 項）。また、分割会社に残る債権者であっても、その催告を受けなかった場合は、分割後に請求できないとされた新設会社・承継会社に対して、一定額を限度に債務の履行を請求することができる（現行法 759 条 3 項、764 条 3 項）。

これに対し、債権者が分割会社に知れていない場合、債権者は、各別の催告を受けなかったとしても、分割後に請求できないとされた分割会社・新設会社・承継会社に対しては、債務の履行を請求することができない。そのため、**無記名債権者**といった分割会社に知れていない債権者は、官報を毎日チェックして異議を述べない限り、これらの会社に債務の履行を請求できないものとされていた。

しかし、分割会社に知れているかどうかは分割会社の認識の問題であって、分割会社に知れているか否かで債権者に対する保護に差異を設けるのは不合理であることから、新法では、**分割会社に知れていない債権者であっても、各別の催告を受けなかったときは、分割後に請求できないとされた分割会社・新設会社・承継会社に対しても、承継した財産を限度に債務の履行を請求することができる**とされた（新法 759 条 2 項 3 項、764 条 2 項 3 項）。

もともと、分割会社が官報に加え、日刊新聞紙での公告や電子公告を行えば、そもそも各別の催告が不要となるため、このような**二重公告**が行われた場合には、上記新法の規定は適用されないこととなる。

しかし、新法では、分割会社が二重公告を行う場合であっても、**不法行為債権者**（会社の不法行為によって損害を受けた者）に限り、分割後に請求できないとされた分割会社・新設会社・承継会社に対して、承継した財産を限度に債務の履行を請求できるとして、**不法行為債権者の保護を図ることとした**（新法 759 条 2 項 3 項、764 条 2 項 3 項）。

Ⅳ その他の法改正

Ⅳにおいては、次の6つを概説する。

- i いわゆる4倍規制に関する改正
- ii 株主名簿等の閲覧謄写請求の拒絶事由に関する改正
- iii 募集株式が譲渡制限株式である場合の総数引受契約に係る改正
- iv 新株予約権無償割当てに関する割当通知に係る改正
- v いわゆる人的分割における準備金の計上に係る改正
- vi 監査役の監査の範囲に関する登記に係る改正

- i いわゆる4倍規制に関する改正

【概略 25 いわゆる4倍ルールの適用範囲】

- ① 設立時の発行可能株式総数
- ② 設立後に定款を変更して発行可能株式総数を増加する場合
- ③ 株式の併合の場合
- ④ 非公開会社が定款を変更して公開会社となる場合
- ⑤ 新設合併設立会社・新設分割設立会社・株式移転設立完全親会社の設立の場合

新法では、次のようなケースについても、4倍規制を及ぼすこととした。

③ 株式の併合のケース

株式の併合を行う場合、株主総会決議の決議事項に効力発生日における発行可能株式総数を追加し、その数が効力発生日における発行済株式総数の4倍を超えない数になるよう求めるとともに（新法 180 条2項、3項）、株式併合の効力発生日に、定款の発行可能株式総数の数が決議内容のとおりに変更されたものとみなす（新法 182 条2項）。

④ 非公開会社が公開会社となるケース

定款を変更して非公開会社が公開会社となる場合、定款変更後の発行可能株式総数は、定款変更の効力発生日における発行済株式総数の4倍を超えることができない（新法 113 条3項）。

⑤ 新設合併等によって設立株式会社を設立するケース

新法 814 条1項は、現行法 37 条3項の規定を適用することとした（ただし、設立株式会社が非公開会社である場合はこの限りでない（現行法 37 条3項ただし書））。

ii 株主名簿等の閲覧謄写請求の拒絶事由に関する改正

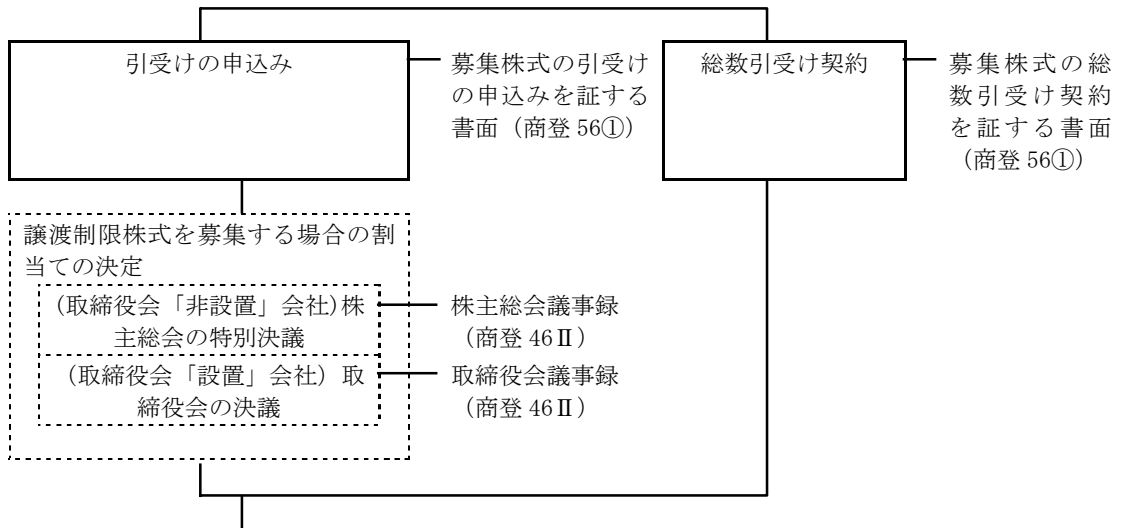
【概略 26 株主名簿等の閲覧謄写請求の拒絶事由に関する改正】

新法	旧法
第 125 条 3 株式会社は、前項の請求があったときは、次のいずれかに該当する場合を除き、これを拒むことができない。 一 当該請求を行う株主又は債権者（以下この項において「請求者」という。）がその権利の確保又は行使に関する調査以外の目的で請求を行ったとき。 二 請求者が当該株式会社の業務の遂行を妨げ、又は株主の共同の利益を害する目的で請求を行ったとき。 三 請求者が株主名簿の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報するため請求を行ったとき。 四 請求者が、過去二年以内において、株主名簿の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報したことがあるものであるとき。	第 125 条 3 株式会社は、前項の請求があったときは、次のいずれかに該当する場合を除き、これを拒むことができない。 一 当該請求を行う株主又は債権者（以下この項において「請求者」という。）がその権利の確保又は行使に関する調査以外の目的で請求を行ったとき。 二 請求者が当該株式会社の業務の遂行を妨げ、又は株主の共同の利益を害する目的で請求を行ったとき。 三 請求者が当該株式会社の業務と実質的に競争関係にある事業を営み、又はこれに従事するものであるとき。 四 請求者が株主名簿の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報するため請求を行ったとき。 五 請求者が、過去二年以内において、株主名簿の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報したことがあるものであるとき。

新法では、株主名簿等（株主名簿、新株予約権原簿）の閲覧謄写請求の拒絶事由のうち、「請求者が当該株式会社の業務と実質的に競争関係にある事業を営み、又はこれに従事するものであるとき」（現行法 125 条 3 項 3 号等）という拒絶事由が削除されている。これは、請求者が株式会社と実質的に競争関係にあるという理由で閲覧謄写を制限する合理性はなく、むしろ**株主が少数株主権の行使や委任状による議決権の代理行使の勧誘等を行うことが困難になる等と批判**されていたことから、削除されるに至ったものである。

iii 募集株式が譲渡制限株式である場合の総数引受契約に係る改正

【概略 27 募集株式の引受人を定める手続に関する添付書類（現行法）】



総数引受契約とは、株式会社が募集株式を発行する際に、特定の第三者との間において募集株式の総数を引き受ける旨の契約をいい（現行法 205 条）、この契約を締結することで、会社は申込手続（現行法 203 条）や割当手続（現行法 204 条）を省略することができる。

他方、譲渡制限株式を募集株式とする募集を行う場合、募集株式の割当てを受ける者及びその者に割り当てる募集株式の数の決定は、**株主総会の特別決議（取締役設置会社にあつては取締役会決議）**による必要がある（現行法 204 条 2 項）。これは、譲渡制限株式を誰に何株割り当てるかが、当該譲渡制限株式の既存株主に持株比率低下をはじめ重大な影響を与えるからである。

しかしながら、譲渡制限株式を募集株式とする募集を行う場合であっても、引受人が総数引受契約を締結してこれを引き受けるときは、現行法上、割当手続を省略できるため、割当先の決定等について株主総会の特別決議等を経なくてもよく、取締役会は取締役に割当先の決定等を委任できると解されていた。

この点に関して、なぜ、譲渡制限株式の既存株主に持株比率低下をはじめ重大な影響を与えるという点に何ら変わりはないにもかかわらず、総数引受契約という形式を採りさえすれば、株主総会の特別決議等が不要になるのかという疑問が呈されていた。

そこで、**既存株主の利益を保護**するため、新法では、**総数引受契約を締結する場合でも、募集株式が譲渡制限株式であるときは、会社はあらかじめ株主総会の特別決議（取締役会設置会社にあつては取締役会決議）によって、その契約締結の承認を受けなければならない**とされた（新法 205 条 2 項）。

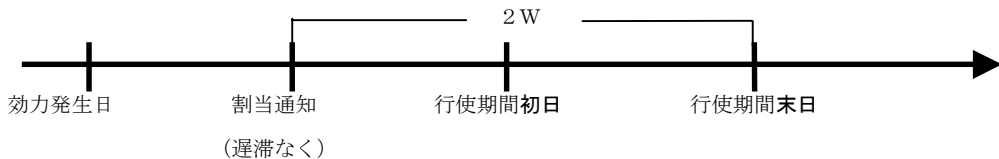
iv 新株予約権無償割当てに関する割当通知に係る改正

【概略 28 新株予約権無償割当てに関する割当通知に係る改正】

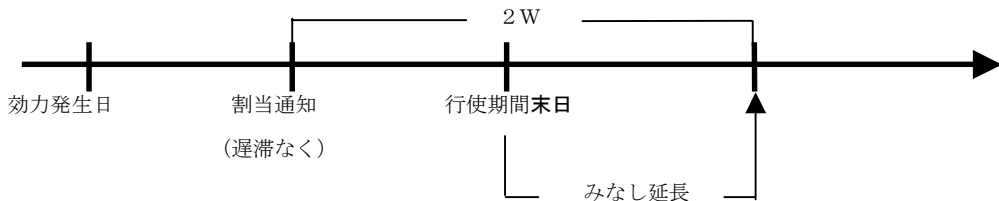
(現行法)



(新法)



(新法)



新株予約権を株主全員に無償で割り当てることによる資金調達（以下「**ライツ・オフアリング**」という。）を行う場合、現行法は、当該新株予約権の行使期間の初日の2週間前までに、株主等に対して割当てに関する通知をしなければならないと規定している（現行法 279 条 2 項）。

しかし、現行法の規定に沿ってライツ・オフアリングを行う場合、ライツ・オフアリングが完了するまでに長期間を要し、その分株価変動リスクも大きく、ファイナンスのスケジュール上望ましくない旨市場関係者から強く批判されていた。

そこで、新法は、より迅速な資金調達を実施できるようにするため、割当通知の交付期間を変更するとともに、ライツ・オフアリングが完了する期間を短縮化した。具体的には、新株予約権の割当ての効力発生日後遅滞なく割当通知を行うこととし、新株予約権の行使期間の末日が割当通知の日から2週間を経過する日までに到来するときは、行使期間は、割当通知の日から2週間を経過する日まで延長されたものとみなす（これは、行使期間の末日の2週間前までに割当通知を行うように求めるということと実質的に同じである。）とされた（新法 279 条 3 項）。

v いわゆる人的分割における準備金の計上に係る改正

【概略 29 いわゆる人的分割における準備金の計上に係る改正】

新法	旧法
(剰余金の配当等に関する特則) 第 792 条 第 445 条第 4 項、第 458 条及び第 2 編 第 5 章第 6 節の規定は、次に掲げる行為につい ては、適用しない。	(剰余金の配当等に関する特則) 第 792 条 第 458 条及び第 2 編第 5 章第 6 節の規定 は、次に掲げる行為については、適用しない。

第 445 条

4 剰余金の配当をする場合には、株式会社は、法務省令で定めるところにより、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に十分の一を乗じて得た額を資本準備金又は利益準備金（以下「準備金」と総称する。）として計上しなければならない。

現行法は、人的分割を行う場合においても、準備金の計上を義務付ける現行法 445 条 4 項の適用を除外していない。そこで、新法では、人的分割を行う場合、準備金の計上（積立て）を義務付ける 445 条 4 項の適用を除外することとした（新法 792 条、812 条）。

人的分割とは、分割会社が吸収分割の効力発生日又は新設分割設立会社の成立の日に承継会社等の株式の配当を行う場合をいい、たとえば、A 社が新設分割で子会社である B 社を設立する場合、新設分割の効力発生日にこの新設分割の対価として交付を受けた B 社の株式を、そのまま剰余金の配当として A 社の株主に交付する場合をいう。現行法は、人的分割を行う場合、現行法 461 条以下の財源規制（分配可能額の範囲内に限って剰余金の配当等を認める規制）の適用を除外している。すなわち、**人的分割は利益を超えて分配を認める制度**といえる。

他方、準備金の計上（積立て）を義務付ける 445 条 4 項は、剰余金配当の際、会社に一定の利益を留保することで後日の損失に備えようとする趣旨の規定である。

とすると、利益を超えて分配を認める人的分割を行う場合に、後日の損失に備えて準備金の計上（積立て）を義務付ける 445 条 4 項を適用するのは整合的でない。そこで、新法は、上記のとおり、人的分割を行う場合、445 条 4 項の適用を除外した。

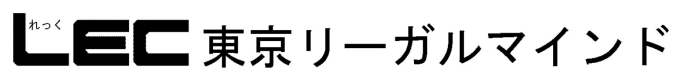
vi 監査役の監査の範囲に関する登記に係る改正

監査役の監査の範囲を会計に限定する旨の定款の定めを置く会社は、監査役設置会社に含まれない（現行法 2 条 9 号）。そして、責任追及等の訴えの提起請求を受けた場合において、当該会社が監査役設置会社であれば、監査役が当該会社を代表するのに対し（現行法 386 条 2 項 1 号）、当該会社が監査役非設置会社であれば、代表取締役が当該会社を代表する（現行法 349 条 4 項）。

このように、監査役会設置会社かどうかで会社法上の規律が異なってくることから、当該会社が監査役の監査の範囲を会計に限定する旨の定款の定めを置いている会社かどうかという点について、登記上明確にすべきとされた。そこで、新法では、**監査役の監査の範囲を会計に限定する旨の定款の定めがある株式会社は、その旨を登記すべきとされた**（新法 911 条 3 項 17 号イ）。

【概略 30 登記事項の変化】

新 911条	旧 911条
3 第1項の登記においては、次に掲げる事項を登記しなければならない。 一～十二 (略) 十三 <u>取締役(監査等委員会設置会社の取締役を除く。)</u>の氏名 十四 代表取締役の氏名及び住所(第23号に規定する場合を除く。) 十五・十六 (略) 十七 監査役設置会社(監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある株式会社を含む。)であるときは、その旨及び次に掲げる事項 イ <u>監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある株式会社であるときは、その旨</u> ロ <u>監査役の氏名</u> 十八～二十一 (略) 二十二 <u>監査等委員会設置会社であるときは、その旨及び次に掲げる事項</u> イ <u>監査等委員である取締役及びそれ以外の取締役の氏名</u> ロ <u>取締役のうち社外取締役であるものについて、社外取締役である旨</u> ハ <u>第399条の13第6項の規定による重要な業務執行の決定の取締役への委任についての定款の定めがあるときは、その旨</u> 二十三 <u>指名委員会等設置会社であるときは、その旨及び次に掲げる事項</u> イ～ハ (略) 二十四 (略) 二十五 第427条第1項の規定による非業務執行取締役等が負う責任の限度に関する契約の締結についての定款の定めがあるときは、その定め (削る) (削る) 二十六～二十八 (略) 二十九 第27号の定款の定めがないときは、第939条第4項の規定により官報に掲載する方法を公告方法とする旨	3 第1項の登記においては、次に掲げる事項を登記しなければならない。 一～十二 (略) 十三 取締役の氏名 十四 代表取締役の氏名及び住所(第22号に規定する場合を除く。) 十五・十六 (略) 十七 監査役設置会社(監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある株式会社を含む。)であるときは、その旨及び<u>監査役の氏名</u> (新設) (新設) 十八～二十一 (略) (新設) 二十二 <u>委員会設置会社であるときは、その旨及び次に掲げる事項</u> イ～ハ (略) 二十三 (略) 二十四 第427条第1項の規定による<u>社外取締役、会計参与、社外監査役又は会計監査人</u>が負う責任の限度に関する契約の締結についての定款の定めがあるときは、その定め 二十五 <u>前号の定款の定めが社外取締役に關するものであるときは、取締役のうち社外取締役であるものについて、社外取締役である旨</u> 二十六 <u>第24号の定款の定めが社外監査役に關するものであるときは、監査役のうち社外監査役であるものについて、社外監査役である旨</u> 二十七～二十九 (略) 三十 第28号の定款の定めがないときは、第939条第4項の規定により官報に掲載する方法を公告方法とする旨



著作権者 株式会社東京リーガルマインド

(C) 2014 TOKYO LEGAL MIND K. K. , Printed in Japan

無断複製・無断転載等を禁じます。

SU14547